口

○公安委公告

 保安林指定の解除(萩市)

(森林整備課)

報

○告示

○規則

目

次

9月27日 (金曜日)

年

に次のように加える。

ネ 法第五十五条の十第一項の規定に基づき、子どもの進路選択支援事業を実施す ること。 則

令 和 6

この規則は、令和六年十月一日から施行する。

山口県告示第二百七十五号

害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有

令和六年九月二十七日

山口県知事

村 岡 嗣 政

形質変更時要届出区域

特定有害物質の種類 周南市開成町四五五五の一一の一部及び四五六〇の一部並びに同市臨海町六の一部

ふっ素及びその化合物、ベンゼン並びにほう素及びその化合物 及びその化合物、一・一・一ートリクロロエタン、一・一・二ートリクロロエタン、 ン、一・二ージクロロエチレン、一・三ージクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀 クロロエチレン、四塩化炭素、一・二ージクロロエタン、一・一ージクロロエチレ

三 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十 号から第十三号までの規定への該当

当する。 周南市臨海町六の一部は、土壌汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該

山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年九月二十七日

山口県知事

村

岡

嗣

政

山口県規則第五十六号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

する。 山口県事務委任規則 (昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正

「ラ」を「ム」に改め、同号中ノをオとし、ネからヰまでをナからノまでとし、ツの次 第三十条第一項第一号中コをエとし、オからフまでをクからコまでとし、同号ノ中

山口県告示第二百七十六号

安林の指定を次のとおり解除する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、

保

令和六年九月二十七日

山口県知事

村

岡

嗣

政

解除に係る保安林の所在場所

萩市大字椿東字如意ケ岳一〇四六八の三〇

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備及び干害の防備

解除の理由

三

道路用地とするため

山口県告示第二百七十七号

安林を次のように指定する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、 保

令和六年九月二十七日

山口県知事 村 岡 嗣

政

保安林の所在場所

県

美祢市東厚保町川東字上ケ原一二一二の二、一〇四九七、一一九五七 下関市菊川町大字上保木字横尾三六九から三七二まで、字湯谷一〇三八五

指定の目的 土砂の流出の防備

口

指定施業要件

山

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

す部分に限る。)、三七二、字湯谷一○三八五(次の図に示す部分に限る。) 美祢市東厚保町川東字上ケ原一二一二の二・一〇四九七・一一九五七(以上三 下関市菊川町大字上保木字横尾三七〇・三七一(以上二筆について次の図に示

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

筆について次の図に示す部分に限る。)

- 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

山口県告示第二百七十八号

路の区域を変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

その関係図面は、令和六年九月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

いて一般の縦覧に供する。

令和六年九月二十七日

山口県知事 村 岡 嗣

政

道路の種類 県道

道路の区域

線

名

油田港線

一〇〇九の三地先まで 同郡 同町 同大字字雨振東一	一〇〇八の一地先から郡周防大島町大字伊保田字	区間
新	旧	旧新別
最宏 三七・九	最宏 一一・八	(メートル)敷地の幅員
三〇九・五	二九〇・三	(メートル) 長
		備
		考



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和六年九月二十七日

山口県知事

村

岡

嗣 政

事務を担当する課の名称及び所在地 山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町 番一号

落札に係る物品等の名称及び数量

令和六年九月二十七日発行令和六年九月二十七日印刷

発発 行行 人所

山口県知事